

ドイツにおける電話交換手／電信技手の誕生

——通信技術の革新と帝国郵政省の人事政策の転換——

石 井 香 江

1 はじめに

携帯電話やインターネットなど IT 技術の展開を背景に、技術の社会史や文化研究の領域で電話・電信という研究対象が再び脚光を浴びている。⁽¹⁾日本では経済・経営史的観点から、電話・電信網といった社会基盤や利用状況に関心が払われていたのに比して、現場で活躍した電話交換手や電信技手に関する社会史的研究が手薄だったといえる。⁽²⁾しかしながら、技術は社会から自立してありえず、それを取り扱う人間や制度との絶えざる交渉の中で形作られる。こうした問題意識から、技術を扱う人間の労働過程に関する検討が近年求められている。⁽³⁾筆者もここに力点を置いて研究を進める必要があると考えているが、本稿ではその準備作

業として、電話導入前後の帝国郵政省 (RPA) の人事政策の変化、その政策決定過程に着目し、電話交換手と電信技手が対のものとして誕生した経緯を究明したい。電話交換手と電信技手という職種に着目するのは、各々の職務内容や携わる人間の属性が対照的に規定されていたという意味で、二つを別個には論じ得ないと考えるからである。

ドイツでも電話の普及に伴い電話交換手が増加した。⁽⁴⁾この事実をもって、通信技術の革新はタイプライターと同様に女性の職域を拡大し、その解放を促したという技術決定論的な見方がある。⁽⁵⁾しかし、電話・電信という新技術が特定の性別や社会階層と結びついたのは偶然ではない。複数のアクターによってなされた決断がそこではせめぎあっていたのである。この経緯を議会議事録などの史料に即して

確認する前に、先ずは関連する研究史を概観しておきたい。

2 研究史の概要

かかるテーマに関する研究動向が日本で伝えられることの少なかったドイツで、電話交換手が注目されるようになったのは一九八〇年代以降である。それは技術史研究の進展はもとより、社会構造史が析出する構造や過程を、歴史の主体が実際にどう経験したのかという日常的関心が生まれ、職員層の「私」生活（家族関係、健康、教育、文化・価値志向）に目が向けられたことと無縁ではない。別々に把握される傾向にあった職場と職場の外を、ジェンダーという切り口から架橋する研究の進展も目覚しく、職員研究に新しい問題領域を切り拓いた。⁽⁶⁾しかしその対象もタイピストなどの事務職員に限定され、教師は例外として官吏を扱う研究は少なかった。ドイツで一八八二～一九〇七年に数が倍増し、国家と密接不離な関係にあった官吏という集団に対する社会的関心は高く、官吏一般や高級官吏の養成過程や規律化をテーマとする研究蓄積は厚い。それに比して女性や低位の官吏の生活状況・俸給水準を焦点化する社会史研究に乏しかった。⁽⁷⁾従来の女性労働史研究も、

女性は家族関係に規定され、状況を改善するための組織化にも消極的であるという前提から、とりわけ家内・工場労働、事務職などに注目してきた。⁽⁸⁾その一方で、公務に携わる女性職員一時に雇用主と同僚と交渉することもあったに、歴史的な手法を用いてアプローチするような個別研究がたち後れていたといえる。

周知のように一九世紀後半から、サービス部門に従事する女性職員の数は増大した。労働者とは区別される広義の職員が包摂する職種は、軽度の肉体労働も含む店員から、事務職員、官吏まで幅広い。当初は女性職員に占める割合の高い店員に関心が集まっていたが、近年では公共サービス部門の職員や助手に力点がシフトし、労働省、大蔵省、RPAといった上級官庁や国営企業的女性職員を扱う先行研究も幾つかある。ただしその射程は帝政期とヴァイマル共和国期に限定され、第三帝国期も含む詳細な研究は僅かである。⁽¹⁰⁾また管見によれば、RPAの人事政策に影響を及ぼした複数のアクターの検討も十分ではない。例えばRPAが女性を受け入れる時期が遅かった理由として、「初代のRPA総局長シュテファン個人の偏見」が引き合いに出されることもあった。⁽¹¹⁾人事政策の決定に作用したアクター

として、RPAの長シユテファンのみならず、そこに一定の方向性を与えた帝国議会での議論や、二十世紀に始まる女性官吏集団の組織化やロビー活動、そして性別や社会的出自を異にする集団間の複雑な力学にまで、目配りされてはなかった。本稿ではこうした研究史を踏まえて、電話交換と電信がある性別や社会階層に固有の職域として誕生するRPAの創生期を対象に、その社会・政治・経済的背景を多少とも明らかにしたい。

3 RPAの人事政策の起源

濁乙帝國と言へばビスマルクを想ふ、然し帝國建設の準備事業として基本事業として通信といふ血液の循環を正して、濁乙國民といふ健全な一體を生存せしめたステファンを忘れてはならぬ、此點に於て濁乙人は彼に大に感謝して居る、然し彼に感謝する權利と義務とは日本人も持つて居る、彼は今日の通信事業の基礎を据えた男である、萬國郵便聯合を創めた男である。⁽¹²⁾

本節ではRPA以前のドイツ諸邦及び北ドイツ連邦郵便・電信局における任用状況を、男女の対比を意識しながら

ら概観することにした。冒頭の引用に登場する、プロイセンの枢密郵便顧問官ハインリッヒ・フォン・シユテファン(一八三一―一八九七)がトゥルンタキス家郵便を継承する一八六六年まで、十以上の各邦国が郵便局を有していた。中でもザクセン、バーデン、ヴュルテンブルク、バイエルンの小さな郵便局では、一八六一年から郵便・電信管理者の娘、妻、寡婦が補助(Gehilfen)として勤務していた。その一人マルタ・ゾフィー・アントニー・フォン・ゲルマーも、父親の郵便局で事務の他に窓口業務なども手伝っていた。マルタの活躍は「上級郵便局も知るところとなり、幹部のおぼえは大層良かった⁽¹³⁾」という。マルタは全ドイツ女性協会に入会した後、ライプチヒ女性教育協会の実科学校に、郵便業務の準備コースの設立を訴える他、ザクセンの郵便行政に働きかけて、若年女性が小さな郵便局で就労すること、郵便・電信業務での就労希望の登録を可能にしたという。⁽¹⁴⁾

バーデンでは一八七一年二月まで、関係者の家族の他にも、女性が小さな郵便取次所などで勤務していた。⁽¹⁵⁾一八五九年にバーデン女性協会を設立した大公妃ルイーゼの尽力で、一八六四年七月から女性電信補助が採用されるよう

にもなった。⁽¹⁶⁾ この女性たちは三百グルデンの保証金を郵便局に支払って任用された後、毎日八時間（二〜十二時間の夜勤を除き）勤務し、年俸三百〜四百グルデンを得ていた（男性の年俸は年間五百〜八百グルデン）。⁽¹⁷⁾ しかし昇進試験の受験を許可されず、老齢年金を受給する見通しもなかったという。

ヴュルテンブルクの王は女性運動の圧力に応え、一八六六年二月二日に「B. 郵便業務においては a 郵便取扱人の私的な補助として b 軽度の郵便取扱業務と郵便物整理棚の自主的管理 c 「男性の」 助手と見習生と同時に任用されない郵便局では取扱業務補助として C. 小・中規模の局においては電信業務の補助として」、一六歳から三〇歳までの未婚女性と子どものない寡婦の採用を許可したが、彼女達には年金請求権がなかった。⁽¹⁸⁾ 採用にあたっての資格諸要件は「口述を正字法に則り、読み易く書き取れるドイツ語作文、特に商業通信に関する少数計算を含む計算、簡単な簿記の知識、フランス語や英語の知識」⁽¹⁹⁾であった。独自の郵便規則を設けていたバイエルンでは、女性の資格要件を厳密に規定してはいなかったが、一八六〇年代から小さな郵便局の郵便取次人（Postagentinnen）や郵便取

扱人（Postexpeditorinnen）として、女性の採用が行なわれていた。

これに対してプロイセンでは、一八六六年にベルリン・レッテ協会とプレスラウの女性教育協会が、戦争で稼ぎ手の夫を失った女性に郵便・電信・事務業務の門戸を開くように要求している有様だった。⁽²⁰⁾ ここ北ドイツ連邦郵便では郵便取扱人（資格要件は一七〜二五歳、二百ターレルの保証金、実科学校、ギムナジウムの第六、七学年や高等小学校を修了）と上級吏員（一七〜二五歳、三百ターレルの保証金、アビトゥアーの証明か実科学校修了）⁽²¹⁾の二つのキャリアと、長期勤続した下士官や傷痍軍人の文官候補者（*Militär-anwärter*）に用意された特別のキャリアがあった。⁽²²⁾ 簡単な試験で採用される文官候補者には、通信業務のポストが確保されていたのである。これが後の RPA のキャリア規定の基礎となった。文官候補者にはさらに、一八六三年六月三日にプロイセン当局が布告した「郵便取扱人の資格がある文官候補者の採用と任用に関する規定」が適用され、文官の郵便取扱人とは違って書記官試験の受験資格があった。高い教育程度を要求されない文官候補者の優遇は、退役軍人に対するプロイセン特有の後見的福祉政策に由来す

る。一八六八年の「ドイツ電信の業務員候補者の採用、任用、昇進に関する規定」によれば、軍人の他に電信業務に配置された者は「連邦幹部会から電信業務の能力があるという証明書を与えられた人々」だった。ただし文官候補者には約束されていた訓練期間中の俸給が、彼らには与えられなかったという。⁽²⁵⁾

一方で一八六七年十月十日に、ルイーゼ・オットーが北ドイツ連邦議会の第一回会議で、郵便・電信業務における女性の就労許可を求める陳情書を提出した。⁽²⁶⁾ これを受けて同年一月二二日に首相官房は、「連邦郵便・電信業務は、男性を優先的に任用するという原則を無視することはできない。しかし場合にに応じて女性を採用することもある」と表明した。⁽²⁷⁾ ところが一八七〇年に、郵便・電信の訓練コースを新設するというベルリン・レット女性教育協会とプレスラウ女性教育協会の提案は退けられた。他方でこの時期、女性誌の他にリベラルな日刊紙が、外国の交通行政における女性の勤務状況を伝えていた。⁽²⁸⁾ 一八六九年五月二九日付の『フォス』や『フォルクス・ツァイトウング』にも、既に女性を採用していたバーデンの経験が肯定的に報じられていた。さらに先のバーデン大公妃の尽力も幸いし、「重

要性のない場所にある郵便局では、責任者の権限で女性を書記補助として使用することが認められた⁽²⁹⁾」という。

こうした動きに加えて、一八七一年にRPAは、バーデン郵便当局から百人もの女性電信技手の採用を迫られた。⁽³⁰⁾ かくして従来の人事政策は転換の時期を迎えることとなった。ベルリン・レット協会の秘書ジェニー・ヒルシュは、

一八七二年に鉄道・郵便・通信業務における女性の就労認可を求め、ドイツ女性教育・職業協会の名の下に請願書を提出した。⁽³¹⁾ それは以前から女性を任用していたバーデン、ヴュルテンベルク、ザクセンの例、女性労働力の有用性、さらに戦争で夫を失い、就労を迫られた女性の増加に言及し、鉄道・郵便・通信業務からの女性排除は違法であると訴えるものだった。この請願書を支持する多くの署名が、ベルリンなどドイツ帝国内の諸都市に寄せられた。ルイーゼが提出したこの請願書は、帝国議會を舞台とする長い論議の引き金となった。それは請願書を託された委員会の報告担当官たちが、議會にその受諾を勧めたことに端を発していた。すなわちRPAにおける女性労働の始まりは、市民女性による積極的な働きかけを起点としていたのである。次節ではこの一連の議論を整理し、請願書をめぐる賛否を

まとめてみたい。

4 請願書をめぐる帝国議会での論議

既に触れたように、委員会の報告担当官たちが請願書の受諾を勧めたのは、市民家族の保護という名目からだった。周知のように産業と社会の近代化により、女性を取り巻く状況は一変した。例えば子どもの教育を部分的に学校に委ね、衣食の外注が可能となった。この変化に合わせて「教養に見合った活動や産業部門を女性のために作ること」が求められており、国営企業が先ずその「模範」を示すことが提起された。さらに一般的に女性労働力は男性に比べて安価であると考えられ、欧州諸国をはじめドイツの幾つかの領邦も女性の有用性を報告していた。ところが依然として、郵便・通信業務に女性を採用しようという様子を、帝国行政は見せなかった。就労を希望する女性の数に比して、ポストの数が少なかったのは事実である。⁽³²⁾しかしその一方で小さな郵便・電信局では、男性の家族成員が支援するという条件で、寡婦が亡くなった夫の仕事を引継ぐという例外もあった。

こうした中で、市民層を代表するリベラルな代議士は、

市民女性の就労要求を支持した。その論拠として口にされたのは、官吏家族が直面していた厳しい経済事情や、「教養ある高い身分の女性の社会的問題」であった。例えば一八五〇年以降、「価格の高騰は特に食料において、官吏にはこの層に特有な消費習慣のために一決定的に不利に作用した」。⁽³³⁾一八六五―八五年に家賃支出は五〇％上昇し、一八五〇―七〇年代に手工業者の質上げや既成服の摩滅の早さも手伝って、衣類支出が急騰した。三―四人の子どもにかかる教育費の支出だけで家計の十％を占め、市民層にふさわしい衣類や、娘の結婚に支出する費用は大きな負担となった。それどころか婚姻可能な女性人口が男性のそれを上回り、婚期は先送りされることになった。⁽³⁴⁾薄給の下級・中等官吏、産業化や都市化の影響で打撃を受けた手工業者、中小商人、商業系職員、農業経営者の未婚の娘や姉妹は、働らかざるを得ない状況にあった。⁽³⁵⁾

枢密上級郵便顧問官ドウンケルは、一八六七年の決定はまだ有効であると認めつつも、郵便業務が身体的に極度の緊張を要し、男性下級官吏の監視も必要になるという理由で、女性の一般採用には難色を示した。不意の攻撃を受けた場合、女性は郵便配達物を守れるのがが憂慮された他に

も、夜勤の際に、男性職員から分離する必要があること、結婚による辞職と頻繁な異動なども指摘されている。枢密政府顧問官ブリンドウも、電信当局はバーデンから引き取った女性電信補助を解雇はしないが、欠員が生じた場合にも女性の新規採用はないと述べた。政府顧問クレフトが鉄道業務における女性の就労を制限付きで認めたのは例外的で、委員会のメンバーの多くは女性の就労に否定的だった。中でも「既婚女性の公務を否認」するような委員会の決定を、ルイーゼは女性を「禁治産者と宣告する」ものとして訴えた。⁽³⁷⁾

帝国議会において代議士ブルーム博士は、この諸願を「好意的な判断」と紹介し、他のヨーロッパ諸国や「本官として女性を使用していた」バーデンに範を取るように求めた。続けてデルンベルクは当局の発言に対し、「女性が下級雇人と上手くやっていくのが難しいと言うが、女性には家政や切り盛りの適正があることが経験から分る。かかる能力を持つ者は、小さな郵便局の運営にも適しているだろう」と反駁した。これに対しシュテファンは、「たくさんドイツ人少女が、我らが有能な郵便官吏と結婚し」、「真の女性性と感じの良い家庭」を通じて、彼らの「厳し

い職務の遂行を助け」るのなら、その女性たちの生活を保障することにもなるだろうと応酬した。この発言にも窺われる「男性が働き、女性が家庭を守る」という性別役割規範は、当時の市民層に広く共有されており、シュテファンが特別に反動的というわけではなかった。その一方で、この発言を受けた進歩党の代議士レーヴェ博士は、「社会の発展のために重要であると考えるのは「…」女性集団の中にも真の自立感と呼び覚ますこと、結婚して家庭を築かなければ、家族のお荷物であり続けなければならないという絶望的な考えを取り除くことである「…」彼女達が自立し、誠実なやり方で自らパンを稼ぐ可能性を与えることが、立法や国営施設の課題だ」と述べた。さらに、この課題を疎かにすれば、「市民」女性が「不道徳」な手立てを講じることになるだろう、と示唆することも忘れなかった。⁽³⁹⁾以上の議論を経て、最終的に賛成多数で支持されたのは、デルンベルクの提案だった。⁽⁴⁰⁾

これを受けて翌年、一二人の女性補助が郵便為替の監督事務所に採用されることになった。⁽⁴¹⁾同年八月に電信総局長は、レット協会で訓練された九〇人の女性をベルリンの管理局に、また各一六人の女性をブレスラウ、ケルン、ドレ

スデン、フランクフルト・アム・マイン、ハレ、ハンブルク、ハノーファー、ケーニヒスベルク、シュテットリン、シュトラスブルクの各管理局に採用する権限を委ねた。その結果一八歳から三〇歳までの総勢二五〇人の女性は、「男性候補者から分離された特別の部屋で」、試験期間を含め六ヶ月間の専門教育を受け、機器の操作や書記に配置された。中央管理局は男性官吏に「自分あるいは同僚の家族に安寧をもたらすこの新しい措置を、配慮と共感をもって受入れる」ことを期待していた。⁽⁴²⁾しかしこの一方で、「ペルリンの女性通信技手 (Blitzmadel)」を皮肉る『ガルテンラウベ』(一八七五年)紙をはじめ、女性の身体的適正に疑いを示すなどして、この決定に抵抗を示す動きもあった。

シュテファンは一八七六年一月一日に電信と郵便を統合する際に、人事・行政コストの節減を表明し、翌年には女性の新規採用を廃した。オランダの治水建設・商務省に宛てた手紙の中で、彼はその理由として次の三つを挙げている。①職務中に男女を分離するために、いずれかを配置転換しなければならぬが、男性が地方の電信局に配置転換されれば、家族も彼に従う必要がある。しかし地方では子

どもの教育環境が整備されていなかった。しかもこうした事情のある男性に代わって女性が配置転換されるのならば「これまで庇護してもらっていた両親など家族から引き離され、見知らぬ場所での一人暮らし」さねばならず、問題が生じうる。②身体・生理的理由に加えて、結婚をして辞職するのである女性の長期勤続は困難であり、当局が負担するコストが無駄になる。③外見に配慮する必要のある「上品な若い少女」は同年代の男性よりも衣食住費がかかる。実際に勤続数年目にして、女性達が昇給、終身任用、年金権を要求していた。「その要求に屈すれば、女性への支出は恐らく男性官吏のコストにひけを取らないだろう」とシュテファンは危惧していた。⁽⁴³⁾しかしここには、男性官吏の不満を考慮して、女性の代わりに安価な若年の男性補助を、電信業務には文官候補者を採用したいという思惑も働いていた。

一八七七／七八年の帝国予算確定の折に、シュテファンの人事政策をめぐる議会での激しい議論が繰り広げられた。アメリカでベルが特許を取得した電話の導入を見越して、シュテファンが人事コストを抑制していたからである。⁽⁴⁴⁾ギムナジウムを卒業した郵便・電信助手(市民層出身の中等

郵便官吏」の俸給が軍人出身の電信助手と比べて低いこと、予算案に盛り込まれた定職のポスト(特に郵便書記官)が少ないこと、昇進機会の制限、上級官吏の恣意的決定による賞与の配分などが問題となった。翌年三月に帝国議会委員会が開設され、書記官と助手のポストの新設は支持を得た一方で、下級官吏の俸給額は十分であると見なされた。⁽⁴⁶⁾労働者階級出身で、学歴もそう高くなかった下級官吏にとって、台頭しつつある市民女性はおさら注意を要する存在であった。

女性の採用をめぐる相対立する意見が交わされる中、妥協を探る試みも現れた。それは性別を軸に郵便の労働市場を垂直・水平的に分離する―職務・職域の男女間の分離―構想だった。例えばベルリンのRPA第三局長フィッシャー博士は、女性の補助的労働を臨時郵便局と簡易郵便局に限定することを推進した。⁽⁴⁶⁾一八八五年に進歩党の代議士メラ博士が、十年以上勤続する女性電信補助の正規採用と年金受給資格を帝国議会会で要求し、RPAが労働力を安価に調達している点を批判したが、自由主義連合の代議士シュラーダーはこの意見を留保付きで支持した。彼はイギリスの例を参照しながら、男女を平等に取り扱いつつも

「男性官吏に何らかのポストを確保し、すぐに昇進させることもできる」⁽⁴⁷⁾と述べ、社会民主党の代議士カイザーは、男女間の競争を避けるために男女同一賃金を要求した。⁽⁴⁸⁾

この時期までに、ドイツ帝国には一八五五人の女性電信補助が就労していた(その内の五二二人がベルリンで)。一八七四/七五年から勤続する女性電信補助(バーデンで四四人、帝国の他地域で二三人)が正規採用されたのは一八九二年である。その年俸は千百千五百マルクで、男性中等官吏と同様に住居手当を受け取っていたが、昇進の見込みはなかった。この正規採用の要件は、適切な社交的態度と業務成績、業務に堪える身体的適性であった。⁽⁴⁹⁾しかしながら、RPAは引続き女性労働力の新規採用を拒んでいた。一八八八年二月に正規採用の女性電信補助の俸給が引上げられることになったが、⁽⁵⁰⁾電話が導入される一八八〇年代半ばまで、RPAの人事政策に根本的な変化はなかったといえる。

5 電話の導入と人事政策の転換

一八七七年にベルリン中央郵便局と中央電信局の間で、続けて長距離間で電話の開通試験が実施された。⁽⁵¹⁾シュテファンは同年十一月九日に宰相ビスマルクにこの試みを

伝え⁽⁵²⁾、二八日には一八の郵便局で電話の取り付けが決定された。当初ベルリン警察は家屋の屋根に電線を敷設することを拒否したが、一八七八年にアメリカで電話操業が開始されたのをきっかけに、宰相と大蔵大臣の支持を取り付けることにシュテファンは成功した。かくして一八八一年一月に実験的な操業がベルリンで開始された。⁽⁵³⁾ 非効率的で高価な電信に代わって、遠距離間での迅速な情報のやり取りを可能とした電話は、先行する電信と同様に国有化された。他方で、電話の普及に要する公債の発行を当初大蔵大臣が拒んだこともあって、シュテファンは低コスト化の一環として人事政策の転換を余儀なくされていた。⁽⁵⁴⁾

この時期シュテファンは、外国の官庁と女性労働力の有用性をめぐり意見を交わしていた。一八七八年一月四日にオーストリアールハンガリー商務省の郵便・電信部門に問い合わせ、翌年二月には男性と同じ条件で郵便・電信業務に配属された女性に関するオランダの情報を受取り、続報を求めている。またブリュッセルの鉄道・郵便・電信業務では、男性官吏は女性官吏に対し敬意をもって接するよう厳命されていると、一八八二年一月三日付けのケルン新聞の記事で読んでいる。パリでは一八八三年三月の時点で、

一〇三人の女性電話交換補助が勤務していたことも、シュテファンの耳に入っていた。⁽⁵⁵⁾

一八八六年秋から一八八八年末の短い好況期に、ドイツの諸都市でも、実験的に女性が電話交換手として採用されることとなった。ケーニヒスベルク上級郵便監督局 (Oberpostdirektion) は一八八七年八月二三日と九月一日に、ベルリンの RPA にその経過を伝えた。既存の女性電信官吏を電話業務に配置転換したところ、違和感を覚えた客もいたが、間もなく新しい声に慣れたという。翌年三月一七日には、男性よりも理解しやすい声を持つ四人の女性について報告している。一八八七年八月にシュテッティン上級郵便監督局は、女性は健康上の理由で業務に堪えず、電話加入者から口頭と書面で苦情を受けたことを伝えた。同年四月にはカールスルーエ上級郵便監督局が、市内通話での良好な結果を報告したのに対し、マンハイム上級郵便監督局は慌しい業務を処理できなかったと報じた。ただし当の女性官吏達は交換業務に適した体格ではなく、大半が三〇〜四〇歳と滞りなく仕事をこなすには年配であったという。⁽⁵⁶⁾

シュテファンは一八八九年九月二六日に帝国上級郵便監

督局に書簡を送り、その中で人事政策の転換を示唆した。ベルリンでは同年五月に一万の電話が開通した時点で、四二四人の男性官吏が交換局に勤務していた。官吏の数が不足していたので補助が日雇いされていたが、電話加入者となり取りする交換業務には、「下級官吏には期待できない教養が必要」だった。彼らに比べて女性交換手は安価なだけでなく、市民間のコミュニケーションのあり方を熟知していた。また先に紹介した報告でも触れられていたように、女性の声は交換業務に適しているとも評価されていた。

男性下級官吏に代わって交換業務に、女性が配置されるのは時間の問題だった。二つの郵便局が立ち仕事は女性に負担をかけると報告したが、一八八七年に単式交換機から複式交換機に切替わり問題は解決された。一八八九年以前には電話交換局で単式交換機が使用され、若年男性がその操作を立て取り行なっていた。しかし単式交換機は電話加入者数の増加に対応できず、交換手は呼び出された電話加入者の番号が自分の交換台に無い場合、他の交換台に協力を求める必要があった。しかし互いにかき離れた交換機の交換手同士が協力するとなると、作業はすぐさま見通しの利かないものとなった。加入線の増加とともに、他の交

換手への大声での呼びかけや交換手が辺りを駆け回る音、慌てた交換手の引き起こすミスが問題となった。ハンブルク電話交換局では、隣の部屋の交換手に対してはメガフォンを使って呼びかけることもあったという。⁽⁵⁷⁾つまりこの時期の電話交換手に求められていたのは、声の高さよりも遠くにまで届く大きさだったのである。その後、交換機の間接続された電話回線は交換機の中に設置され、接続線は交換機と電話加入者のジャックにつながれた。また他の交換手への声による呼びかけが、紙切れに記されたメモに取って代わられた。ところがここに大容量の複式交換機が出現し、女性が座ったまま作業できるようになった。⁽⁵⁸⁾シュテファンも一八八九年に電話交換業務に女性を導入すると公表した際に、座って行う仕事は容易で、女性には特に適していると強調している。複式交換機を使う作業は、ヘッドホン、マイクロフォン、二つのプラグを装着した一人の人間の手に委ねられた。この技術革新によって交換作業が一元化され、一人の座った人間が騒音を出さずに作業できるようにになったのである。一回の通話に八つの手順を要するこの交換機の方法は、もちろん訓練で叩き込まれはしたが、現場で要求されるレベルに達するには長い経験が

必要とされた。

先ずは女性の通信補助がこの業務に配置転換された。任用資格は「卑しからぬ家柄の、一八―三〇歳の育ちの良い、機敏な少女か寡婦（子どもなし）」で、「洗練された (gebildet) ドイツ語の読み書き」も要求されたが、その他の要件は男性郵便補助と同様であった。ちなみに日給は一八八七年に二マルク二五ペニヒ、一九〇九年には二マルク七五ペニヒで、これは百貨店の女性店員の賃金を上回り、女性教師のそれを少し下回るものだった。⁽⁵⁹⁾ また何らかの理由で勤続不能となった場合、官吏として年金を受給できなかったが、手当や補助金は支給されなかったという。

ただし男女の職域を電信技手と電話交換手に水平的に分離することに対して、電信局長の全てが賛成していたわけではない。例えばベルリン第二電信局は女性補助一九人の内、一二人の扶養者にあたる父親（上級通信助手や郵便書記官もいた）が死亡していたことを報告している。女性の多くは「家事や手仕事」を本業とし、低賃金の臨時官吏という待遇に甘んじるよう期待され、業務成績も概して良好だったという。シュテファンが電信業務での長期的な女性の使用を退けた一方で、ベルリン上級郵便監督局は業務成

績の良い女性電信技手は、配置転換できないと訴えた。不足する官吏や軍隊に徴兵された補助に代わり、女性は電信業務の経験を積んでいた。若年男性が代わりを務めることは容易ではなかったのだ。しかも彼女達は地下で長らく働いていたために、交換業務に必要な視力や聴覚は悪化していたという。ベルリン電話局側も女性交換手の採用に抵抗を示した。第六電話局は一八八九年十月六日に、女性用トイレや化粧室、監督者の数の不足を訴え、男性補助が女性との競合を懸念していると伝えている。⁽⁶⁰⁾

にも関わらずこの年から、帝国全土、バイエルンとヴュルテンブルクの一部で、若年女性や既存の女性通信技手が交換業務に配置されることになったのは、交換業務が低賃金で昇進の可能性のない職域だったために、保守的な郵便局長、男性官吏や軍人の圧力団体からの、執拗な抵抗を招かなかったという事情もある。また教養ある市民女性には多くの訓練コストを要しない上に、女性官吏は結婚と同時に退職することが規定されていた。その彼女達に代わる若年労働力の補充が可能でさえあることを、シュテファンは外国の事例から学んでいた。⁽⁶¹⁾ つまり市民層、そしてその一人でもあったシュテファンが共有した性別役割規範と、結

婚前の女性の就業とが矛盾するわけではなかったのである。

それでもシユテファンは、女性の使用を通常業務と市内通話交換とに限定した。女性には電信業務の適性こそないが、その声は電話越しでも理解し易いと強調したのも、軍部の支持を受ける文官候補者に配慮してのことだった。この時期ドイツにおける文官候補者の優遇は、電信機の種類の選定にまで及ぶほどだった。通信事業の実態を学ぶためにドイツに留学したこともある、日本の通信書記官影山銃三郎によれば、「仏伊はボドー、英米はモールス、サウンド」を、ドイツは「モールス、音響機、ヒューズ、ハレーボドー、ホイートストーン、フェルンドルツカー」を使用していた。その中でも、長い軍隊勤めのために筆記が遅く、拙かった文官候補者のために、符号ではなく文字が表れるヒューズがドイツでは多用されていたという。英国の音楽家ヒューズが発明したこの電信機の外観は、「如何にもピアノやオルガン筈から考え出した様な格好のもの」で、操作の手順は「着信の方では切つて送達紙に貼り付けて直に配達に付」すのみで、電信技手が内容を書き取つて控を取るといふ必要はなかった。ヒューズの他に多用されていたフェルンドルツカーも、「タイプライターの如き機械で、

Aを押せば先方にAが現はれBを押せばBが表はる」という簡単な仕組で、操作を習得するのに一週間も要しなかったという。⁽⁶³⁾

ドイツではここであらためて、電信と軍事が、加えてその担い手であつた男性とがー女性の担つた電話交換業務との対比でー密接な関係を取り結んだといえる。電信の送信・受信時の男性同士の協力は、男性同盟的な軍隊文化とも親和的だった。⁽⁶⁴⁾これに対して、電話は平時の商取引に用いられる技術として、女性の声と結びつけられるようになった。しかし興味深いことにこれとは対照的に、当初アメリカでは男性の力強い声が求められていたという。⁽⁶⁵⁾外国や他地域の良好な経験を見聞したバイエルンでも、一八九五年から女性が交換業務を担うようになったが、交換業務に適する女性の「特性」が、また違う形で文節化されていた。ここでも女性の声の高さが論拠とされたが、加えて手先の器用さ、繊細な機械を扱う際の注意力、電話加入者への配慮、知能の高さ、外国からの電報を器用に取り扱う能力、そして就業期間が長いという点さえも挙げられている。つまり女性の「特性」という論拠の内容は、ドイツ帝国の外においても一貫していたわけではなかった。ただし、未

婚の娘は家族に補助的收入をもたらすが、男性と違って扶養家族がいないので、「状況の改善に尽力しないだろう」と考えられていた点は、多少とも共通していた。⁽⁶⁶⁾

以上をまとめると、数が制約されていたRPAのポストをめぐり、軍人出身の文官候補者、市民層出身の男女、労働者階級出身の男性らが互いに競合していたが、そこに男女それぞれの「特性」や市民女性の「教養」という論拠が、つまりジェンダーや社会階層という既存の力関係や資源が動員されることによって、電話交換手／電信技手が誕生したのだといえるだろう。

6 おわりに

本稿では一九世紀後半のRPAを例に、労働現場を構成する複数の変数（労働需給のみならず、雇用主の経営戦略、技術革新、ジェンダーや社会階層）によって、労働の性格や担い手の属性が規定された経緯を歴史的に跡づけた。当初女性の採用を退けたシュテファンだが、財政上の理由と技術革新を契機に人事政策を転換し、彼の部下達と同様に電信業務に男性的で軍事的なイメージを、一方で電話業務に女性の「特性」を結び付けた。ここにRPAの労働市場は、

性別及び社会的出自を軸に分離したといえる。この複雑な経緯を理解する上で、雇用主個人の偏見や家庭での性別役割規範が、無媒介に職場に持ち込まれたという説明は十分ではないだろう。

シュテファンの死後、彼の後継者ヴィクトール・フォン・ポドビルスキにこの人事政策がどう受け継がれたかについては、稿を改めて論じることにした。この時期には職務や職位に加え、年齢、学歴や家族構成、政治的立場における女性間の差異化も進行し、女性官吏のロビー活動も他の職種に比して目立つようになる。新たな局面を迎える労働市場のポリティクスを、「下から」も注意深く検討しなければならぬ。その際、通信技術の革新を通じて変化した職務内容を浮彫りにし、人事政策との関連を考察する必要もある。それは労働過程における複数のアクター間の交渉の有様を、個別実証的に析出する試みとなるだろう。

(1) 石井寛治『情報・通信の社会史』有斐閣一九九四年・C・S・フィッシャー／吉見俊哉他訳『電話するアメリカ』NTT出版二〇〇〇年

- (2) 例外として松田裕之『明治電信電話のふたふた』, 日本経済新聞社 11001年; Green, Venus: *Race on the Line: Gender, Labor, and Technology in the Bell System 1880-1980*, Duke University Press 2001.
- (3) Downey, Greg: Virtual Webs, Physical Technologies, and Hidden Workers. The Spaces of Labor in Information Internetworks, *Technology and Culture*, 2001 Vol.42, No.2.
- (4) *Archiv für deutsche Postgeschichte* (AdP), 1/1982, S.41f, North, Michael (Hrsg), *Kommunikationsrevolutionen*, Köln 1995, S.121.
- (5) 穂田昭『ムヘン技術史の教養』, 同文館出版 1993年' 四〇頁。
- (6) Schulz, Günther *Die Angestellten seit dem 19. Jahrhundert*, München 2000, S.71f.
- (7) Wunder, Bernd: Zur Geschichte der deutschen Beamtenschaft 1945-1985, *Geschichte und Gesellschaft* 17 (1991).
- (8) Frevert, Ute: Traditionale Weiblichkeit und moderne Interessenorganisation: Frauen im Angestelltenberuf 1918-1993, *Geschichte und Gesellschaft* 7 (1981).
- (9) Lembeck, Elisabeth: *Frauenarbeit bei Vater Staat*, Paffenweiler 1993.
- (10) Tebner, Barbara: *Einsatz und soziale Lage der Frauen im Fernsprechnetz Deutschlands von seinen Anfängen bis zum Beginn des 1. Weltkrieges*, Diss. Dresden 1986; Halmén, Rainer: *Staatstreue und Interessenvertretung*, Hamburg 1988; 松本忠生 Nienhaus, Ursula: *Vater Staat und seine Gefüllten*, Frankfurt a. M. 1995.
- (11) *Illustrierte Konversationslexikon der Frau*, Bd.2, Berlin 1900, S.338; Leclerc, Herbert: Das "Frollein vom Amt"-kleine Skizzen zu einem großen Thema, *AdP*, 1/1977
- (12) 木村寛「ムヘン」『歴史研究雑誌』(昭和三十四年1月1日) 154頁。
- (13) *Neue Bahnen* 21, Nr.13 (1886), S.97-100.
- (14) *Der Arbeitergeber*, Nr.456 (10.12.1865), S.5164.
- (15) Archiv der Oberpostdirektion München (STAMü, OPD Mü), Vz. 2, Sch. (Blei) 20a.
- (16) Fischer, Maria: Aus den Anfängen des Post- und Fernmeldewesen, *Zeitschrift für das Post- und Fernmeldewesen* 16 (1964), S.622-6.

- (17) *Vossische Zeitung* (29.5.1867).
- (28) Löffler, K.: *Geschichte des Verkehrs in Baden insbesondere der Nachrichten- und Personenbeförderung von der Römerzeit bis 1872*, Heidelberg 1910, S. 389f.
- (29) STAMÜ, OPD MÜ, Vz. 2, Sch. (Blei) 2a; No.51, 1. 3.1866.
- (30) *Der Arbeitgeber*, Nr.468 (11.3.1866), S.5256.
- (31) *Vierteljahresschrift für Höhere Töchterschulen* 1 (1868), S.63f.
- (32) *Schlesische Zeitung und Vossische Zeitung* (7.6.1866).
- (33) Nienhaus 1995, S.36-7
- (34) Stähle, Tibor: Die Militäranwärter als Personalproblem der zivilen Staatsverwaltung im wilhelminischen Preußen, *Die Verwaltung*, Bd.19 (1986), S.197-212.
- (35) *Reglements über die Annahme, Anstellung und Beförderung der Aspiranten für den Dienst in der Kaiserlichen Deutschen Telegraphie*, Berlin 1869, S.1.
- (36) *Reichstag des Norddeutschen Bundes*, 1867, Aktenstück Nr.62 und 7, S.134 und Nr.152, S.236.
- (37) *Verhandlungen des dt. Reichstages (Verhandlungen)* 1871, Bd.3, Aktenstück Nr.88, S.365.
- (38) *Neue Bahnen* 5 (1870), Nr.7. 8. 9; *Der Frauen-Anwalt* 1, 1870/71, S.73.
- (39) Ebd., S.247.
- (40) Sautter, Karl: *Geschichte der deutschen Post*, Frankfurt a. M. 1951, Bd.3, S.346.
- (41) *Verhandlungen* 1872, Bd.2, S.761.
- (42) Ebd., Bd.3, S.363-4
- (43) Bussemer, Herrad-Ulrike: *Frauenemanzipation und Bildungsbürgertum. Sozialgeschichte der Frauenbewegung in der Reichsgründungszeit*, Basel 1985, S.13-31.
- (44) Bussemer 1985, S.39.
- (45) *Jahrbuch für die Statistik des preussischen Staates* 2, 1869, S.581.
- (46) *Verhandlung des dt. Reichstages* 1872, Bd.3, S.365-6.
- (47) *Neue Bienen* 7 (1872), Nr.12, S.102.
- (48) Frevert, Ute: *Frauen-Geschichte*, Frankfurt a. M. 1986.
- (49) *Verhandlungen* 1872, Bd.2, S.761-4.
- (50) Ebd., S.765; *Neue Bahnen* 7 (1872), Nr.14, S.11.
- (51) Wagner, O.: *Die Frau im Dienste der Reichs-Post-*

- und Telegraphenverwaltung*, Halle 1913, S.8.
- (42) Sautter 1951, S.346f.
- (43) Bundesarchiv Potsdam, Bestand RPM (BArch, P, RPM), GA 3164, Bl.1-7.
- (44) Voigt, Fritz: *Verkehr. Die Entwicklung des Verkehrssystems*, Berlin 1965, S.877-80
- (45) *Verhandlungen* 1879, Bd.55, 2, S.608.
- (46) Ebd., Bl.38-41.
- (47) *Verhandlungen* 1884/5, Bd.81, S.1068.
- (48) Ebd., Bd.88, S.620.
- (49) BArch, P, RPM, GA 3164, Bl.55f; CA 3265, Bl.158-60; Kleemann, Kurt: *Die Sozialpolitik der Reichs-Post- und Telegraphenverwaltung*, Jena 1914, S.241. 上級郵便局員の年俸は千七百五十マルク、助手のそれは千五百マルク、下級郵便員は千二百マルクだった。
- (50) *Verhandlungen* 1888, Bd.101, S.1004.
- (51) Feyerabend, Ernst (Hrsg.): *50 Jahre Fernsprecher in Deutschland 1887-1927*, Berlin 1927, S.25-8.
- (52) Heiden, Hermann: *Rund um die Fernsprecher*, Berlin 1938, S.22f
- (53) 当初、電話機は二百マルク(一八八一年)と高価なこともあって、電話加入者の殆どが実業家だった。
- (54) Thomas, Frank: The Politics of Growth: The German Telephone System, R. Mayntz (eds): *The Development of large Technical Systems*, Frankfurt a. M. 1988, S.179-209.
- (55) BArch, P, RPM, GA 3164, Bl.8-43.
- (56) Ebd., GA 3266, Bl.3-43.
- (57) *Elektrotechnische Zeitschrift* 1894, S.173.
- (58) Ebd., 1883, S.328 *Archiv für Post und Telegraphie* 1881, S.4
- (59) Leclerc 1977, S.143; Nienhaus 1995, S.323.
- (60) BArch, P, RPM, GA 3266, Bl.3-59.
- (61) Koppenhöfer, Ernst: *Die Berufsorganisationen der württembergischen Post- und Telegraphenbeamtinnen bis nach dem Übergang der württembergischen Verkehrsanstalten an das Reich*, Tübingen 1923, S.91.
- (62) Wagner 1913, S.76. 一八九四年の帝国議会と次官補ハンニャーの論議を用いてる。
- (63) 影山銑三郎「独逸帝国に於ける通信事業に就いて」『通信協会雑誌』(明治四三年八月一日) 二六～三四頁。
- (64) Nienhaus 1995, S.317.
- (65) Dies.: "Fräulein vom Amt" im internationalen Vergleich, H. Gold (Hrsg.) *Fräulein vom Amt*, Mün-

chen 1993, S. 40.

(96) STAMü, OPD Mü, Vz. 2a, Sch. Nr. 612b, S. 13 und
S. 23f.

「二〇〇一年九月十日受稿
二〇〇一年十一月七日をへて掲載決定」

(二橋大学大学院博士課程)